○有機加工食品の日本農林規格(平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号)

(下線部分は改正部分)

改正後		改 正 前	
(有機加工食品の表示)		(有機加工食品の表示)	
第5条 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従うほか、		第5条 食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号) の規定に従うほか、	
有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により		有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により	
行うものとする。		行うものとする。	
名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。	名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。
	(1) 「有機○○」又は「○○(有機)」		(1) 「有機○○」又は「○○(有機)」
	(2) 「オーガニック○○」又は「○○(オーガニック)」		(2) 「オーガニック○○」又は「○○(オーガニック)」
	(注)「○○」には、当該加工食品の一般的な名称を		(注)「○○」には、当該加工食品の一般的な名称を
	記載すること。		記載すること。 <u>ただし、有機農畜産物加工食品の</u>
			うち、「○○」に記載する一般的な名称が有機農
			産物加工食品の一般的な名称と同一となるもの
			については、名称又は商品名の表示されている箇
			所に近接した箇所に、有機農産物加工食品でない
			<u>ことが分かるように記載すること。</u>
	2 (略)		2 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)